

相談支援専門員の要件となる実務経験について

以下イからトのいずれかを満たしていること

| 業 務 内 容 | | 実 務 経 験 |
|---------|--|--------------------|
| イ | 平成18年10月1日において、障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業の従事者又は精神障がい者地域生活支援センターの従業者であった者が、平成18年9月30日までに、 相談支援の業務 （身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）その他これに準ずる業務に従事した期間 | 通 算 3 年 以 上 |
| ロ | (1)から(4)までに掲げる者が、 相談支援の業務 その他これに準ずる業務に従事した期間 | 通 算 5 年 以 上 |
| (1) | 障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者 | |
| (2) | 児童相談所、身体障がい者更生相談所、精神障がい者地域生活支援センター、知的障がい者更生相談所、福祉事務所その他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者 | |
| (3) | 障がい者支援施設、障がい児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者 | |
| (4) | 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者、ただし、次の①～④に限る ①社会福祉主事任用資格者、 ②訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、 ③トに掲げる資格を有する者、④(1)～(3)までに掲げる従業者である期間が1年以上の者 | |
| ハ | 次の(1)から(3)までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格等（次の①～④のいずれか）に該当する者が 介護等の業務 （身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、その他の職業訓練や職業教育等の業務）に従事した期間 ①社会福祉主事任用資格者、 ②訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、 ③保育士、 ④児童指導任用資格者、 ⑤精神障がい者社会復帰指導員 | 通 算 5 年 以 上 |
| (1) | 障がい者支援施設、障がい児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者 | |
| (2) | 障がい福祉サービス事業、障がい児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者 | |
| (3) | 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者 | |
| ニ | ハの(1)から(3)までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でないものが、 介護等に業務 に従事した期間 | 通 算 10 年 以 上 |
| ホ | 障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センターにおいて 相談支援の業務 その他これに準ずる業務に従事した期間 | 通 算 5 年 以 上 |
| ヘ | 特別支援学校において、障がいのある児童及び生徒の 就学相談、教育相談及び進路相談の業務 に従事した期間 | 通 算 5 年 以 上 |
| ト | ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの期間が通算して3年以上あり かつ 次の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士 | 通 算 5 年 以 上 |

※上記を参考に詳しくは各事業の指定権者にお問合せください
 各事業の指定権者はホームページに掲載しております
 「指定権者問い合わせ先一覧」の当該事業分をご参照いただき
 問い合わせ先が不明の場合、事業所の所在市町村（開所予定の市町村）の代表電話番号へおかけください